

# 償却資産申告について ～ 固定資産税 ～

税務課資産税係 ☎ 0824-73-1144

## ◆償却資産とは

固定資産税は、「土地」「家屋」「償却資産」の所有者に課される税金です。このうち「償却資産」とは、会社や個人で事業を行っている人が、その事業のために所有している構築物、機械、工具・備品のことをいいます。

この「償却資産」の減価償却費は、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されます。つまり、確定申告を行うとき、減価償却費の計算を行う資産です。

※ただし、減価償却費の計算を行っても、少額資産や無形資産、自動車税種別割・軽自動車税種別割の対象となる車両などは、償却資産申告が不要です。

## ◆償却資産申告は1月末日までに

地方税法第383条により、毎年1月1日現在の状況を1月末日までに市に申告しなければなりません。

「市内で事業を行っている人」や「市内に償却資産を所有している人」は、償却資産申告書を税務課資産税係に提出してください。<sup>eLTAX</sup>による電子申告も受け付けています。

Q 減価償却費の計算をして税務署に確定申告を行っていますが、それとは別に市に償却資産申告をする必要がありますか。

A 必要です。

確定申告は国税の計算を行うためのもので、償却資産申告は市税である固定資産税の計算を行うためのものです。市への申告も忘れずに、お願いします。



## ◆償却資産申告が必要な人と償却資産の例

会社だけでなく個人で次のような事業を行っている場合も申告が必要です。

《業種別の主な償却資産》 ※あくまでも一例です。

業種	主な償却資産
共通	舗装路面、フェンス、外灯、看板、受変電設備、事務机・椅子、パソコン、レジスター、壁掛け式エアコン、太陽光発電設備
小売業・飲食業	陳列棚・台、冷蔵庫、テレビ、厨房設備、放送設備
理・美容業	洗面設備、消毒殺菌器、理・美容椅子、タオル蒸し器
建設業・修理等工事業	発電機、大型特殊自動車、測定・検査工具、建設用機械
酪農・畜産・農業	ビニールハウス、農薬散布用ドローン、農作物選別機、播種（種まき）機
不動産賃貸業	自転車置き場、緑化施設（花壇など）、ゴミ置き場、集合郵便受け

Q 耐用年数が過ぎた償却資産も申告が必要ですか。

A 必要です。

使える状態にある限り、申告対象となります。耐用年数が過ぎていても、固定資産税の場合は、取得価格の5%が評価額として残ります。

お知らせ

## 土地や家屋に関する届け出をお願いします！

土地の利用状況（現況地目）が変わった場合、家屋（建物）を新築、取り壊しや用途変更をした場合には、**12月28日（月）**までに税務課資産税係または各支所市民生活係に届け出てください。

※詳しくは広報しょうばら8月号をご覧ください。

12月は、

固定資産税3期、国民健康保険税6期、介護保険料7期、後期高齢者医療保険料6期の納付月です。

〔納期限 12月28日（月）〕

◇「口座振替」にしている方は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。

◇納付で困っていることがあれば、収納課または各支所市民生活係にご相談ください。

次回予告

来月は、「申告相談について」の予定です。